

各種「手当・年金・共済」制度一覧表

制度名	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			年齢制限	所得制限		その他の制限	申請先	申請に必要なもの	備考	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		あり	なし					
特別児童扶養手当	中度以上の障害のある児童の保護者に支給 月額 1級 50,750円 2級 33,800円	一部	一部	一部	一部									一部	一部	一部			児童福祉施設などに入所している場合や障害を事由とする年金を受給している場合は受給できません。	福祉事務所	認定請求書、戸籍謄(抄)本 住民票、診断書、印鑑 身体障害者手帳または療育手帳等障害の程度の判るもの	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)
障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給 月額 14,380円	一部	一部											一部	一部	一部			児童福祉施設などに入所している場合や障害を事由とする年金を受給している場合は受給できません。	福祉事務所	認定請求書、戸籍謄(抄)本 住民票、診断書、印鑑 所得状況届、銀行口座番号 身体障害者手帳療育又は手帳	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)
高知県重度心身障害児療育手当	重度の障害のある児童の保護者に支給 月額 7,300円																		障害児福祉手当を受給している場合や児童福祉施設などに入所している場合は受給できません。	福祉事務所	申請書、住民票、印鑑 銀行口座番号 障害の状況のわかるもの 福祉保健所発行の障害児福祉手当不支給証明書	
特別障害者手当	著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給 月額 26,440円																		身体障害者更生援護施設または知的障害者援護施設、特別養護老人ホームなどに入所している場合や病院・診療所に3か月を超えて入院している場合は受給できません。	福祉事務所	認定請求書、戸籍謄本 住民票、診断書、印鑑 所得状況届、銀行口座番号 身体障害者手帳 または療育手帳	診断書は所定の様式(省略できる場合もあります)
(国民年金)障害基礎年金	20歳前から一定の障害がある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障害がある状態になった人に支給 年額 1級 993,100円 2級 794,500円	一部	一部	一部	一部									一部	一部	一部	一部	一部	20歳以上 20歳前から障害のある人	保険医療課	裁定請求書、戸籍抄本 病歴・日常生活状況等申立書 銀行口座番号、印鑑 など	
心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度の障害になった場合に、障害児・者に終身一定額の年金が支給される 年金月額 1口加入 20,000円 2口加入 40,000円																		保護者の加入資格 病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること	福祉事務所	加入申込書、申込者告知書 住民票、印鑑 身体障害者手帳 または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	掛金の減免制度があります。 (生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割世帯)
(貸付制度)生活福祉資金	障害のある人の世帯に、必要な資金を貸し付け、生活を支援する制度があります。 貸付限度額等 更生資金(年利3%) 生業費(自営業に必要な設備、店舗改修など) 低所得世帯280万円、障害者世帯460万円 技能修得費(生業や就職のための技能修得) 低所得世帯110万円、障害者世帯130万円 福祉資金(年利3%) 福祉費(結婚、出産、住居の移転等) 50万円 福祉用具購入費(高額な福祉機器等の購入) 120万円 障害者自動車購入費 200万円 修学資金(無利子) など																			福祉事務所	生活福祉資金を利用したい場合は、地域の民生委員が市社会福祉協議会に相談してください。	